

習志野市文化振興計画(案)

令和2年10月20日時点

令和3年 月

習志野市教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 本計画における文化の捉え方	2
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	3
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	3
2 習志野市の文化の現状	5
3 習志野市の文化振興の現状と課題	9
第3章 将来像と方向性	19
1 将来像	19
2 方向性	19
第4章 施策と取り組み	20
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	21
【施策1】誰もが文化に触れ、つくる機会の創出	21
【施策2】身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	24
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	25
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	26
【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	26
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	28
【施策3】伝統文化を担う子どもや若手の育成	29
【方向性3】文化を活かす ～活用～	30
【施策1】「音楽のまち習志野」の推進	30
【施策2】文化的な資源の活用	32
【施策3】公民館活動等を通じたまちづくり	34
第5章 推進に向けて	36
1 関係各課等との調整	36
2 評価の仕組みづくり	36

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市教育委員会では、「習志野市文教住宅都市憲章」のもと、「習志野市教育振興基本計画」に基づき、文化に親しみ、豊かな感性を育むよう文化振興の施策に取り組んでおります。

このような中、平成29年に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術本来の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策と連携を図りながら、文化芸術の振興を推進することが求められ、また、少子高齢化の進行や、市民ニーズ、ライフスタイルや価値観の多様化といった社会状況の変化への対応で、より一層、多様で質の高い文化芸術に触れる機会の提供と活動支援が必要となってきました。

このようなことから、これまで本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら、市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに、本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、「習志野市文化振興計画」を策定します。

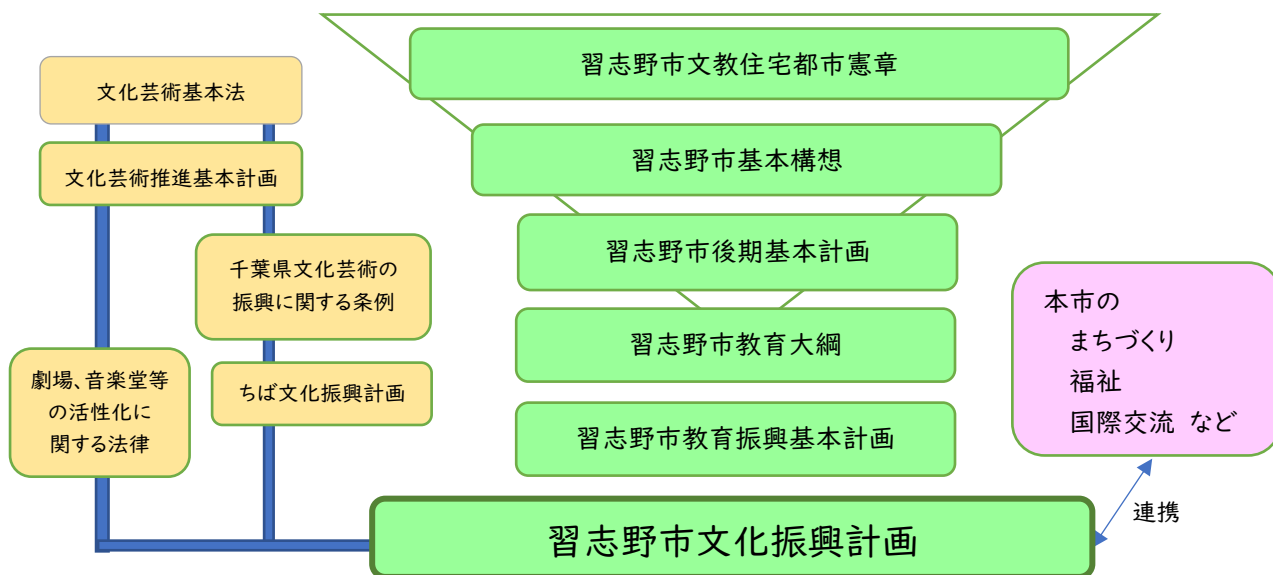
2 計画期間

令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の位置づけ

「習志野市文教住宅都市憲章」を基本理念とし、「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」及び「習志野市教育大綱」、「習志野市教育振興基本計画」を上位計画として位置付けるものです。

また、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野と連携した取り組みを進めます。



4 本計画における文化の捉え方

本計画においては、国の「文化芸術基本法」や千葉県の「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で取り扱う文化の範囲を基本とし、本市の自然や歴史等を背景として育まれたものを総称して「文化」と捉えます。

ジャンル	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの」、「文化財等」、「地域における文化芸術」とします。

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

Ⅰ 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

(1) 社会・経済情勢

文化芸術は豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力など、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、全国各地で文化プログラムが実施されています。

しかし、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は令和3年（2021年）に開催が延期されるなど、我が国に大きな影響が出ています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められており、新しい文化芸術のあり方を模索する必要があります。

(2) 国の動向

国は平成29年に「文化芸術基本法」を改正し、平成30年には「文化芸術推進基本計画（第1期）」を閣議決定しました。この中で、国民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境整備を求めるとともに、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育が重視されています。また、施策の推進に当たって、文化芸術固有の価値に加え、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮しなければならない、としています。

こうした動きに前後して、国では「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年）、「文化経済戦略」（平成29年）、「文化経済戦略アクションプラン」（平成30年）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年）、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成31年）、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年）等の法律・計画が整備され、文化芸術の振興に取り組んでいます。

(3) 県の動向

千葉県では、平成 28 年に「第2次ちば文化振興計画」を策定し、さらに平成 30 年には「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が公布・施行されました。条例では基本理念や県の責務等、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めており、これらを総合的かつ効果的に推進するため、計画を位置づけています。

特に計画では、「文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり」、「地域文化の保存・継承・活用による地域づくり」、「ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出」、「総合的な推進のための支援・連携体制の構築」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上」の5つの施策に取り組むこととしています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

本市は子どもから大人まで音楽に親しむ「音楽のまち」として知られております。

市内の多くの学校では、校内音楽会が行われ、子どもの頃より音楽に親しむ環境にあります。また、音楽の部活動では、毎年のように全国コンクールで優秀な成績を収め、年度末には「ならしの学校音楽祭」で地域にその成果を発表し好評を得ています。

公民館では地区ごとに地域や学校と連携し、その地域の特性を活かしたコンサートを実施し、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた交流の輪が広がっています。

さらに、文化の拠点として本市の音楽文化に重要な役割を果たしてきた習志野文化ホールにおいては、習志野第九演奏会が長年行われ、年末の恒例行事となっています。

子どもから大人までが音楽に親しみ、質の高い音楽を身近に感じることで刺激や感銘を受け、より高い目標を持つという良い循環が自然にでき上がっています。

また、美術や絵画、音楽、華道、書道、詩吟などの各連盟により、習志野市芸術文化協会（以下「芸術文化協会」）が組織され、本市の文化活動を牽引してきました。芸術文化協会では、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、美術展覧会（市展）などを開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展のため取り組んでいます。



ならしの学校音楽祭



習志野第九演奏会



美術展覧会（市展）

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事などその種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進行や生活スタイルの変化などにより、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。そのほか、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や総合教育センターなどでの展示、出前講座などによる啓発に取り組んでいます。



鷺沼古墳石棺覆屋

■ 習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	旧大沢家住宅	有形文化財
	旧鴛田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動に取り組める公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館をはじめ、習志野文化ホールや図書館、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」、コミュニティセンター等の自治振興施設などがあり、多くの市民が利用しています。

① 公民館

本市では、昭和 46 年に菊田公民館、昭和 48 年に大久保公民館を設置しました。この2つの公民館によって本市の社会教育が飛躍的に発展しました。昭和 52 年には屋敷公民館、昭和 54 年に実花公民館、昭和 56 年に袖ヶ浦公民館、続いて昭和 57 年に谷津公民館、平成4年に新習志野公民館を開設し、各地区に公民館を整備しました。市民は身近な場所で学習や文化活動に参加しやすくなりました。

しかし、これら公民館を含めた社会教育施設の多くは高度経済成長期に建設されたため、一斉に老朽化が進み更新時期を迎えております。このような中、持続可能な生涯学習の推進をめざすため、機能統合を含めた施設の整備を行うこととし、大久保地区公共施設再生基本計画に基づき、令和元年 11 月に中央公民館（旧大久保公民館）を含む生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を開設しました。

② 習志野文化ホール、市民ホール

習志野文化ホールは、昭和 45 年に制定された習志野市文教住宅都市憲章の下、文化芸術の殿堂、市民の文化活動の場として、昭和 53 年に本市の表玄関である旧国鉄津田沼駅南口側に開館しました。小中学校、習志野高等学校における全国水準の音楽活動を育んできたことをはじめ、芸術祭や市民文化祭、習志野第九演奏会などの市民生活を豊かにする文化芸術活動の場であり、また、成人式など市民の節目を飾る行事や交流の場として、市民の福祉増進を図り、身近なところで芸術を感じることでできる文化芸術の重要拠点として、多くの市民に親しまれ続けている施設です。

今後予定される JR 津田沼駅周辺地域の再整備にあたっては、「文教住宅都市」習志野のシンボルとして、そのあり方を検討します。

「プラッツ習志野」内に作られた市民ホールは、音響設備が整っており、旧市民会館に代わる施設として、日頃の練習成果の発表やコンサート鑑賞の場として対応しています。



プラッツ習志野



習志野文化ホール

③ 図書館、自治振興施設

その他の施設として、中央図書館、東習志野図書館、新習志野図書館及び谷津図書館の4つの図書館や、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保、及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置しています。

3 習志野市の文化振興の現状と課題

(1) 文化芸術の鑑賞や活動について

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、習志野文化ホールや公民館において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

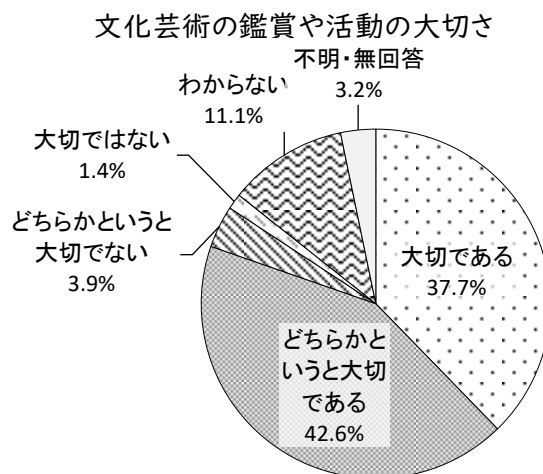
習志野市文化振興に関する市民意識調査及び市立小中高生意識調査（令和元年度）（以下、「市民意識調査」という。）によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。また、文化芸術を鑑賞する市民は、国が行った同様の調査（文化庁「文化に関する世論調査」令和2年3月）（以下、「国の調査」という。）結果と比べると 15 ポイント以上高くなっています。映画・文学・美術・歴史等の割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。文化芸術活動に取り組む市民も、国よりやや上回っています。文化芸術の鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式 HP・SNS の利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を検討していくことが重要です。

文化芸術の鑑賞や文化芸術活動をしていない市民の約半数は、仕事や生活が忙しく時間がないことを理由として挙げており、こうした市民でも文化芸術を鑑賞できる機会を創出していくことが大切です。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さについて

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が 80%を超えています。

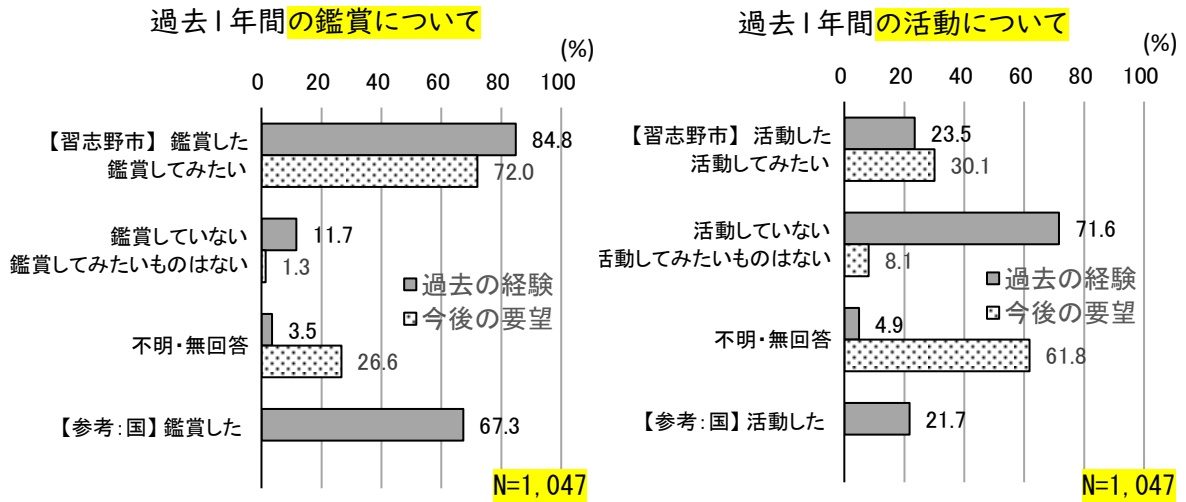


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査
(令和元年度)

¹ グラフに記載されている「N」「n」は、設問に対する対象者数を表し、「N」は全有効回収数、「n」は前問までの回答によって対象者を限定した件数となります。これらが構成比算出時の基数となっています。

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

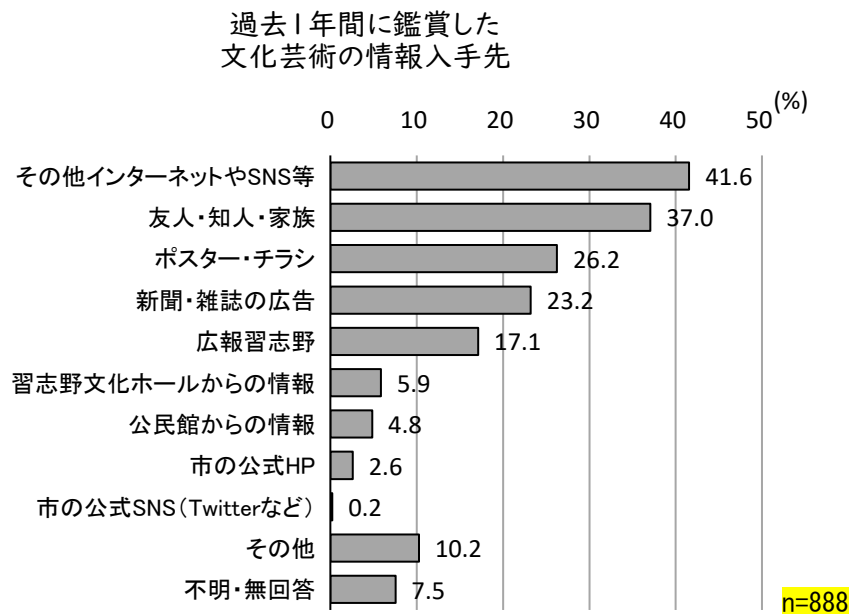
国の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞経験は全般的に活発です。一方、活動経験は若干低くなっています。



出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■文化芸術の情報入手先

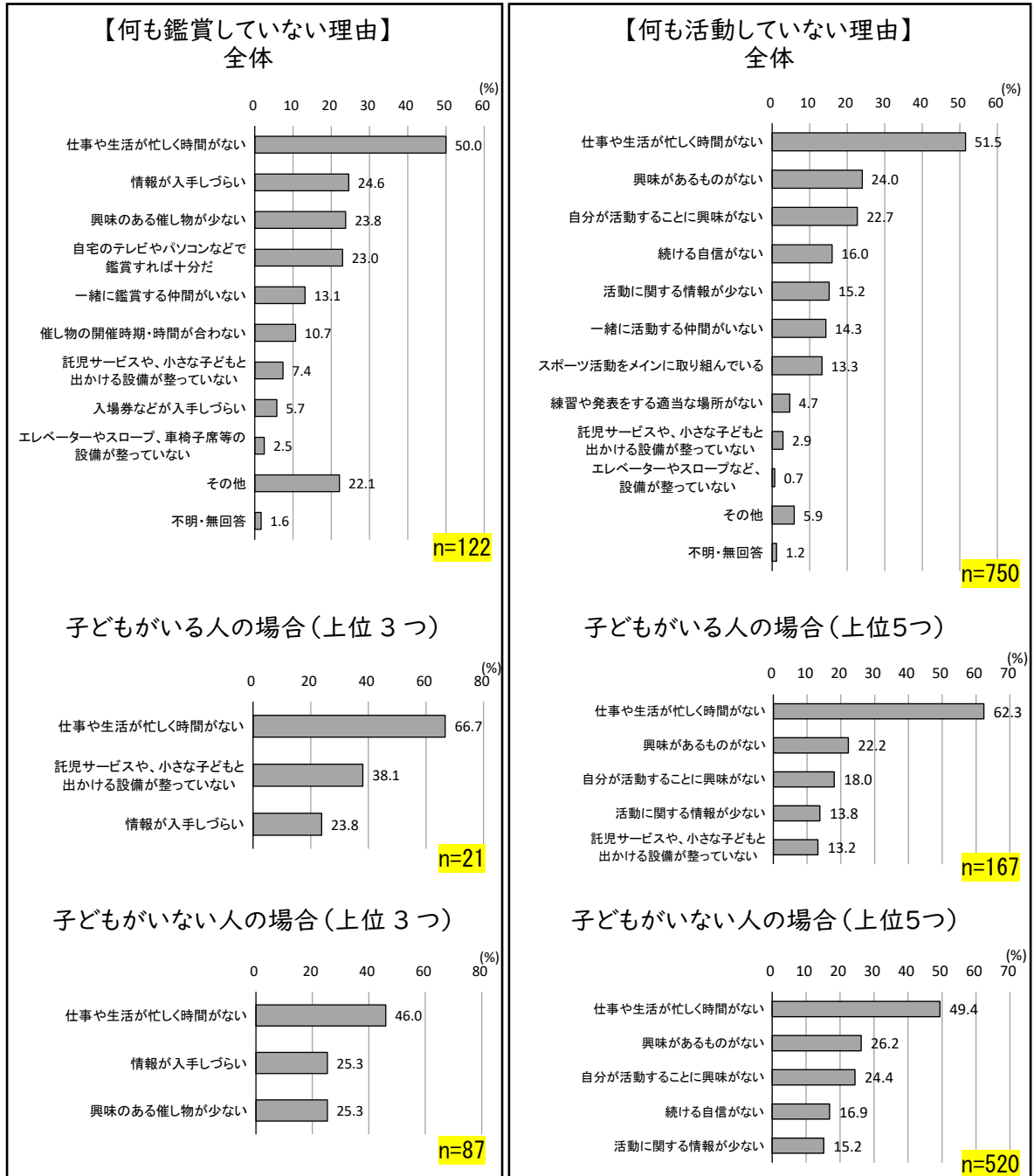
過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式 HP や SNS 以外の) その他インターネットや SNS 等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式 HP」、「市の公式 SNS」はあまり利用されていません。



出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■鑑賞／活動をしていない理由

鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、小学生以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」の割合も高くなっています。



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

(2) 年代による文化芸術の鑑賞と活動について

市民意識調査では、文化芸術を鑑賞・活動する小中高生や 20 歳台以下が多くなっています。一方、30 歳台・40 歳台は少なくなり、その後、70 歳台にかけて増加していく傾向にあります。本市では小中高生において学校教育や部活動を通じて、子どもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続き子どもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

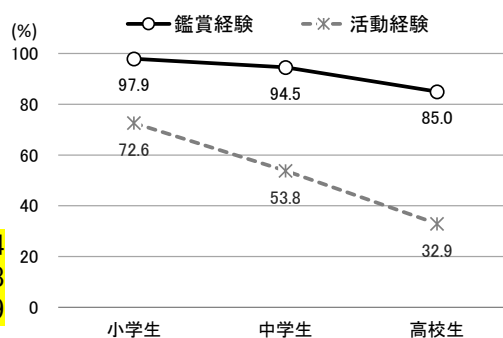
一方、仕事や生活、子育てに忙しい 30 歳台・40 歳台に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出する、文化芸術への興味・関心が高まる 50 歳台以降に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化する、高齢で外出が難しい 80 歳台以上に対しては身近で文化芸術に触れる機会づくりを行うなど、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

■子どもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

過去3年間に文化芸術を鑑賞した／活動した子どもは、大人よりも多いと考えられます。ただし、小学生→中学生→高校生と年齢が上がるに従って、割合は低くなっています。

(市立小・中・高生)

過去3年間の文化芸術の鑑賞／活動の経験



小学生 N=474
中学生 N=238
高校生 N=319

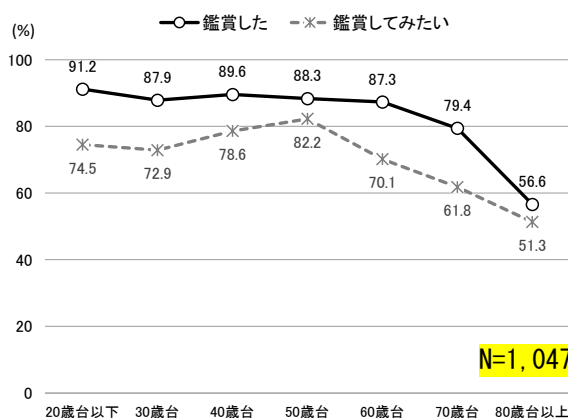
出典:習志野市文化振興に関する市立小中高生意識調査(令和元年度)

■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞経験は、60 歳台までは 90%前後と高くなっていますが、それ以降は経験も今後鑑賞したいという意欲も減少しています。

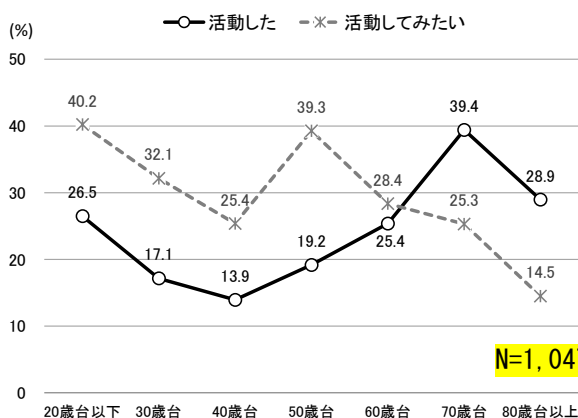
過去1年間の活動経験については、30 歳台から50 歳台にかけて落ち込んでおり、70 歳台では活発になっています。ただし、今後活動したいという意欲は、60 歳台以上では減少しています。

年齢別 鑑賞状況



N=1,047

年齢別 活動状況



N=1,047

出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

(3) 鑑賞・活動の場である主な施設について

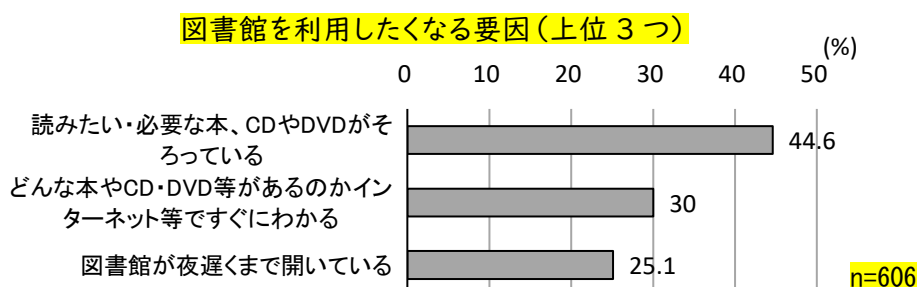
本市の公民館や図書館では、地域文化を継承し発展させるための活動が行われてきました。また、習志野文化ホールでは質の高い文化芸術の公演を市民に届けるとともに、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれてきました。

市民意識調査では、地域文化の拠点である公民館や図書館を利用する市民は約3分の1となっています。公民館・図書館での活動について、市民が興味・関心のあるイベント等の開催に取り組んでいくことが求められます。

令和元年に新しく整備したプラッツ習志野については、市民の過半数が「気軽に質の高い音楽を鑑賞できるコンサートや音楽イベント」を求めています。また、習志野文化ホールについても文化芸術の鑑賞・発表機会の充実や、学校などへのアーティスト派遣サービスの提供、文化芸術に関する講習会などの開催に対する期待が高まっています。市民に身近な文化施設等で、これからも気軽に質の高い文化芸術に触れる機会を創出していくことが大切です。

■ 図書館を利用したくなる要因

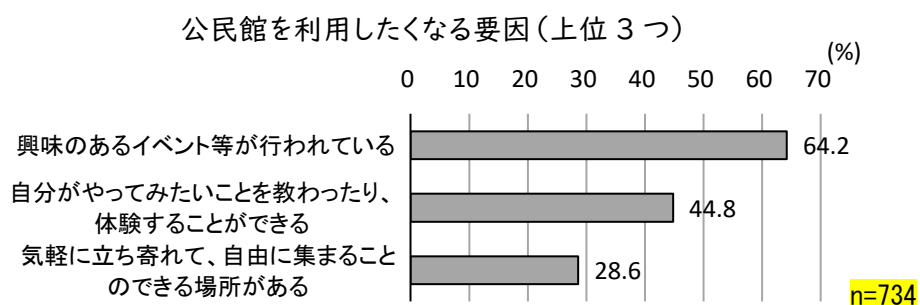
過去1年間に図書館の利用がない、またはわからないと回答された市民が、図書館を利用したくなる要因として多くあげたものは、「読みたい・必要な本、CD や DVD がそろっている」、「どんな本や CD・DVD 等があるのかインターネット等ですぐにわかる」などとなっています。



出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■ 公民館を利用したくなる要因

過去1年間に公民館の利用がない、またはわからないと回答された市民が、公民館を利用したくなる要因として多くあげたものは、「興味のあるイベント等が行われている」、「自分がやってみたいことを教わったり、体験することができる」などとなっています。

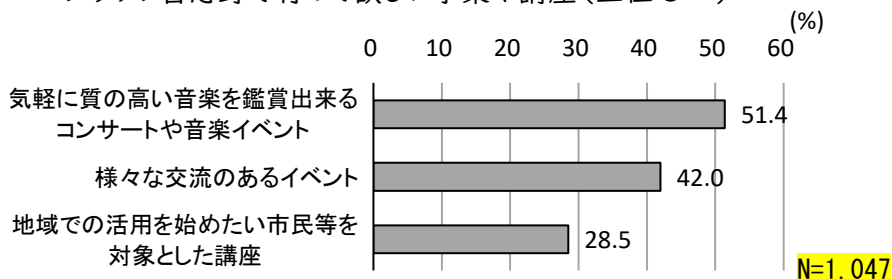


出典:習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■ プラッツ習志野で行ってほしい事業や講座

プラッツ習志野で行って欲しい事業や講座としては、「気軽に質の高い音楽を鑑賞できるコンサートや音楽イベント」、「様々な交流のあるイベント」などが多くなっています。

プラッツ習志野で行って欲しい事業や講座（上位3つ）

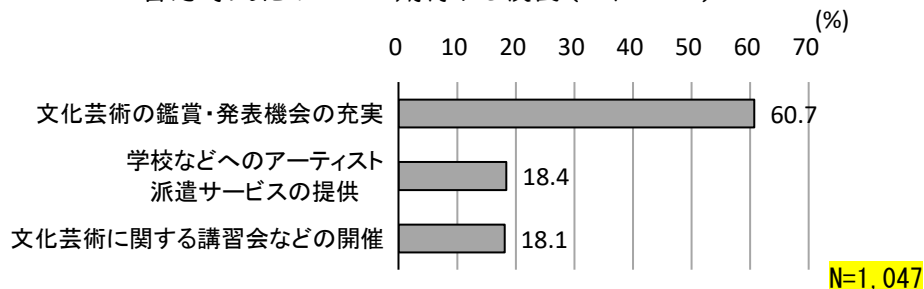


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

■ 習志野文化ホールに期待する役割

習志野文化ホールに期待する役割については、「文化芸術の鑑賞・発表機会の充実」、「学校などへのアーティスト派遣サービスの提供」、「文化芸術に関する講習会などの開催」が多くなっています。

習志野文化ホールに期待する役割（上位3つ）



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

(4) 文化財の保存・活用について

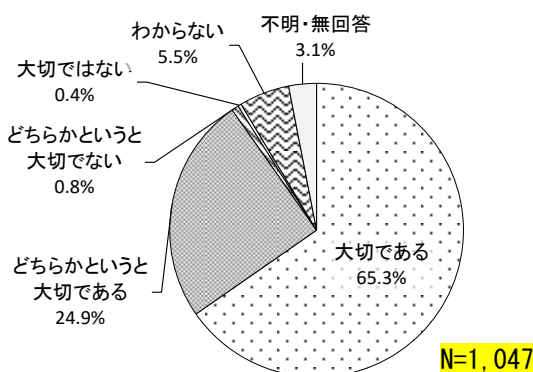
文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて

文化財を保存・活用することの大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が90%を超えています。

文化財を保存・活用することの大切さ

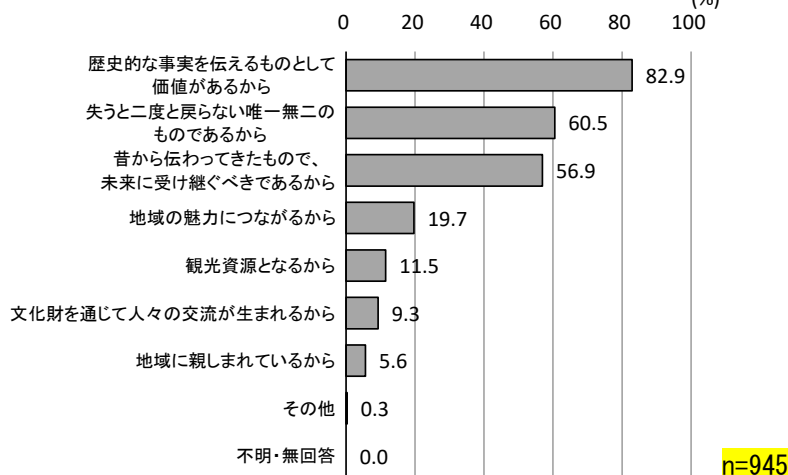


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を保存・活用することが大切だと思う理由については、「歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから」、「失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから」、「昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから」などが多くなっています。

文化財を保存・活用することが大切だと思う理由 (%)

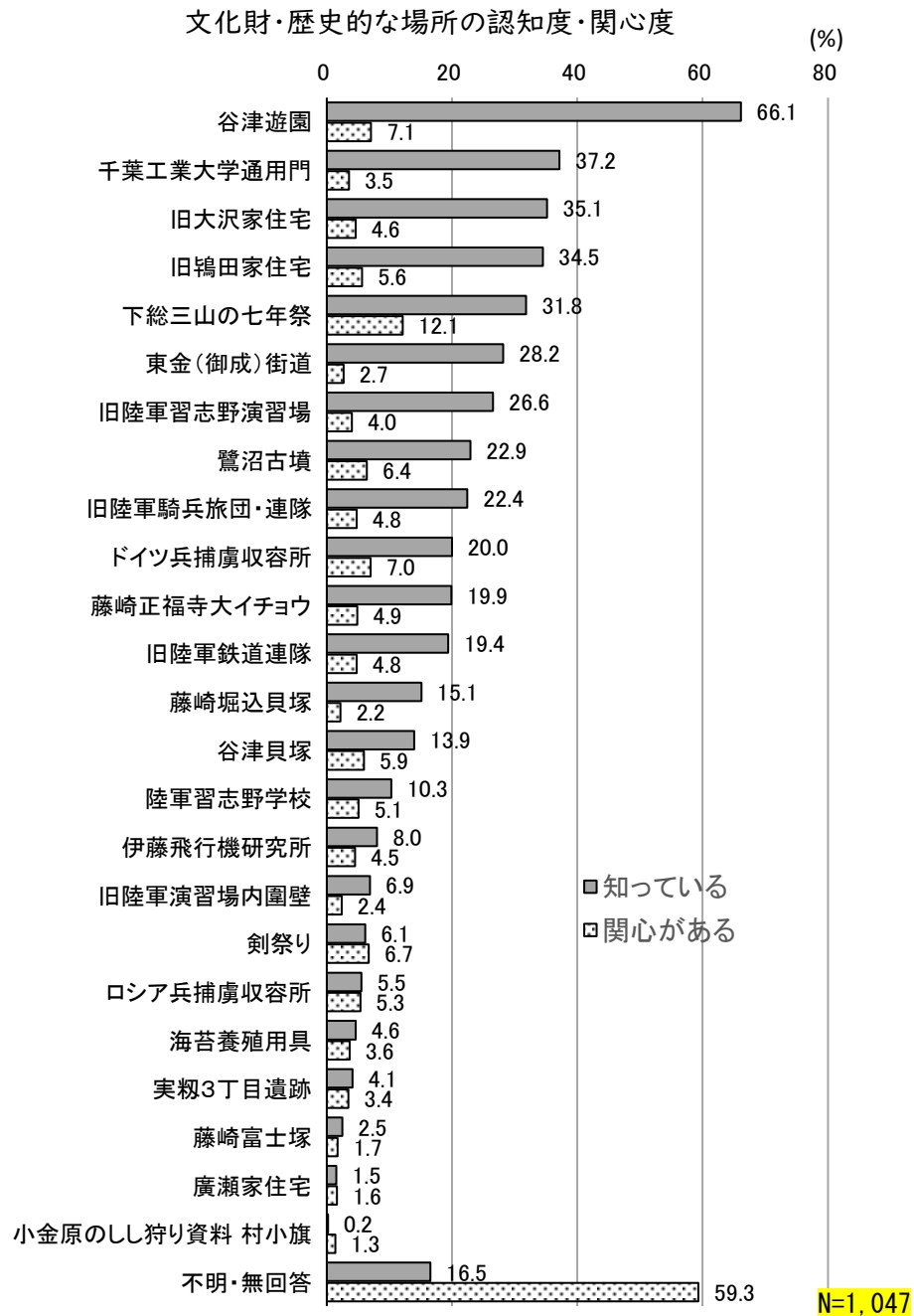


出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が60%を超えています。「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」、「旧鴫田家住宅」、「下総三山の七年祭り」がこれに次いで30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が10%を超えていますが、これ以外は全て10%を切り、全般的に低調です。



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

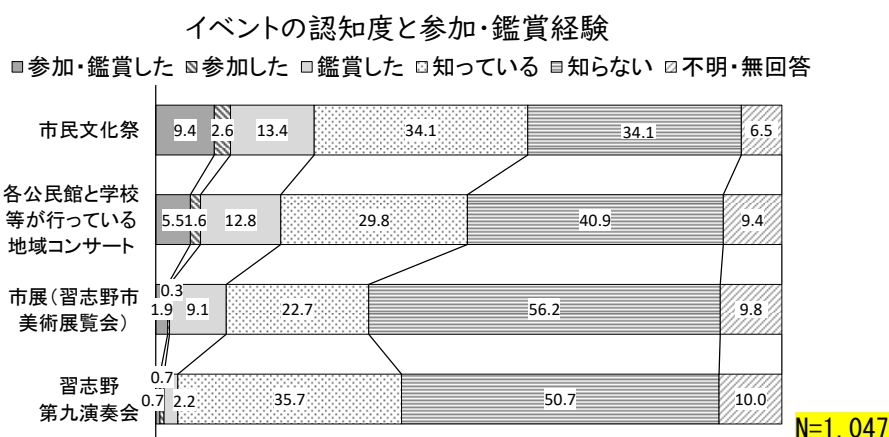
(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。このうち、市民文化祭の認知度や参加は高くなっていますが、市展や習志野第九演奏会を知らない市民が過半数となっています。また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した、文化芸術活動に関するアンケート(令和元年度)によると、本市の文化芸術を支える文化団体は高齢化が進んでおり、新しい会員の確保が課題となっています。

市民は小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供や、誰もが利用しやすいホールの整備を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。

■ イベントの認知度と参加・鑑賞経験

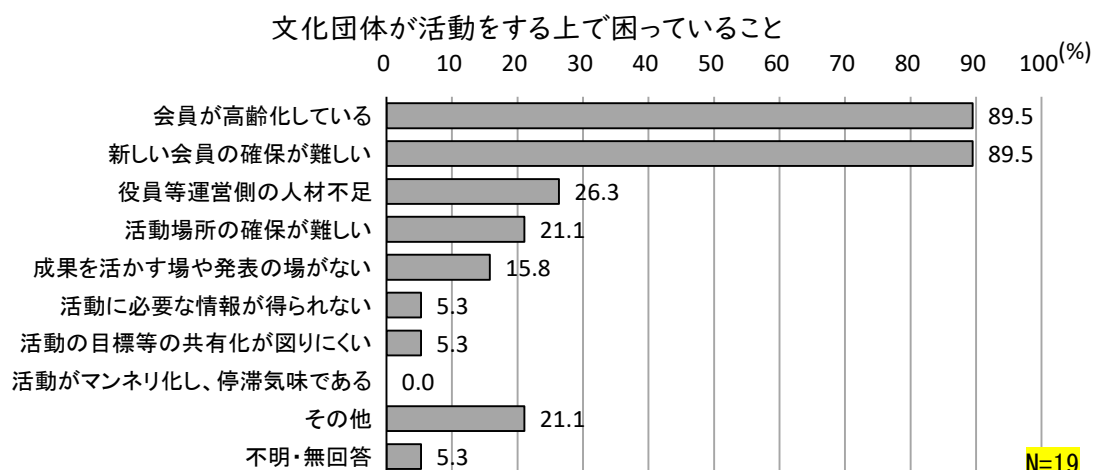
イベントの認知度と参加・鑑賞経験については、「市民文化祭」の認知度や参加または鑑賞した割合は高くなっていますが、「市展(習志野市美術展覧会)」や「習志野第九演奏会」は「知らない」が半数を超えています。



出典: 習志野市文化振興に関する市民意識調査(令和元年度)

■ 文化団体が活動をする上で困っていること

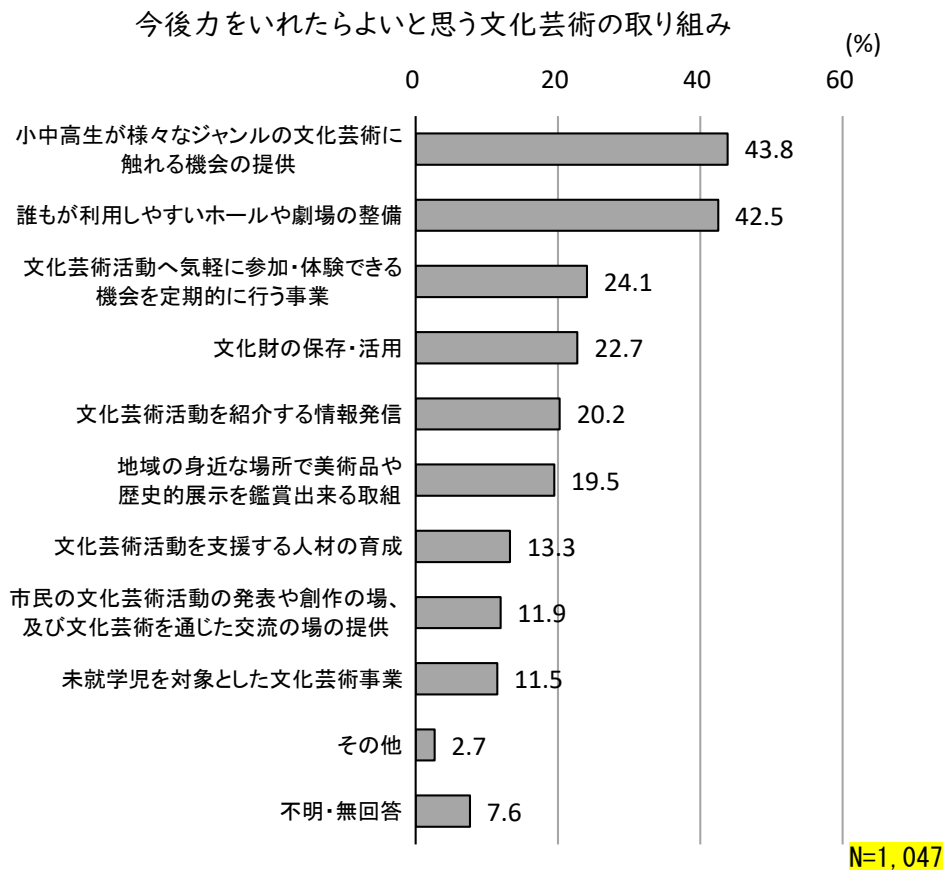
文化団体が活動をする上で困っていることについては、「会員が高齢化している」と「新しい会員の確保が難しい」が約9割と多くなっています。



出典: 文化芸術活動に関するアンケート(令和元年度)

■ 今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」などが多くなっています。



出典：習志野市文化振興に関する市民意識調査（令和元年度）

第3章 将来像と方向性

1 将来像

誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち

文教住宅都市憲章のもと、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、「生涯にわたる学びの推進」に取り組んできました。これからも、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組めます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組めます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・子育てや介護等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であり、多くの市民が文化芸術を大切だと思っています。

年齢や障がいの有無、国籍等置かれている状況によらず、本市の誰もが身近な生活環境で文化に触れる機会をつくっていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担う子ども達の豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。これまで文化を支えてきた人々から、次代を担う子ども達に継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

「音楽のまち」の推進と、本市が育んできた文化・歴史を大事にし、身近に感じられるよう、教育や地域の活性化などに活かし、また、文化発信の場である公民館等の活動を通じたまちづくりにも活かしていきます。

第4章 施策と取り組み

	【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】	
【習志野市教育振興基本計画政策二】 生涯にわたる学びの推進	【本計画の将来像】 誰もが文化に親しむ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ、つくる機会の創出	(1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり (2) 地域の文化活動の推進 (3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実 (4) 障がい者や外国人が文化芸術活動を発表・体験する機会の提供	1. 夜間開館等を利用した講座等の実施 2. 利用しやすい公民館の施設予約の実施・検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ内容の充実 4. 図書館資料の充実 5. 市民文化祭の実施 6. 市庁舎等での発表機会の提供 7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実 9. 障がい者が制作した作品展示や、演奏等発表の場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実	
			施策2 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(1) 習志野文化ホール・市民ホールでの幅広い鑑賞機会の充実 (2) 文化施設以外での鑑賞機会の提供	11. 文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供 支援 13. ICT を利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成	
			施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1) 市ホームページ等を活用した情報提供	15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化	
			【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1) 未就学の子ども達が文化芸術によって感性を育む機会の提供 (2) 学校教育における文化芸術活動の推進	16. 講座等でのアートスタートの実施 17. ブックスタート事業の 継続 18. 伝統文化が感じられる行事等の実施 19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化が感じられる行事の実施
				施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1) 文化の世代間交流の場の提供 (2) 文化財の保存の推進	22. 「伝統文化親子教室」の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化を通じた世代間交流の場づくり 25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実
				施策3 伝統文化を担う子どもや若手の育成	(1) 伝統文化を担う子ども・若者の育成	27. 「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能の体験支援
			【方向性3】文化を活かす活用	施策1 「音楽のまち習志野」の推進	(1) 「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援 (2) 音楽に親しみ人々との交流を図る環境づくり (3) 「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実	29. コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 30. 身近なところで子ども達が目標を持つことができる環境の維持 31. 地域が一体となって行うコンサートの実施 32. 地域の人材を活かした音楽会の実施 33. 文化芸術の鑑賞機会の提供(再掲No.11) 34. アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供 支援 (再掲No.12) 35. 音の響きを重視した誰もが利用しやすい文化ホールの再整備
				施策2 文化的な資源の活用	(1) 文化財等文化的な資源の周知 (2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	36. 教育等と連携した文化的な資源の活用 37. 文化財等文化的な資源の情報発信の充実 38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成(再掲No.14)
				施策3 公民館活動等を通じたまちづくり	(1) 交流を促す文化活動の活性化 (2) 大学と連携した公民館活動 (3) 社会教育を通じた地域の魅力の発信 (4) 地域を担う人材の活用	40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供 42. 地元大学と連携した公民館事業の実施 43. 学生の公民館活動への参加機会の提供 44. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施 45. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 46. 生涯学習複合施設としてのプラッツ習志野の活用 47. 市民カレッジ 卒業生 が活躍できる仕組みづくり

【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～

本市の文化芸術に触れる機会を拡充していくため、年齢や障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また習志野文化ホールを中心に、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組んでいくとともに、インターネット等を活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に係る情報について、市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	市民意識調査の実施	84.8% (令和元年度)	86%
文化芸術活動をした市民の割合	市民意識調査の実施	23.5% (令和元年度)	25%

【施策1】誰もが文化に触れ、つくる機会の創出

本市は文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。それぞれの対象別、また地域別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ、活動する機会を創出します。

【小施策(1)】誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、夜間や祝日などを利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう施設予約の環境を整えます。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
1	夜間開館等を利用した講座等の実施	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、夜間や土日・祝日を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利用しやすい公民館の施設予約の実施・検討	中央公民館ではインターネットを利用した施設予約を実施しています。他公民館においても利用しやすい方法を検討します。	公民館

3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ内容の充実	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策(2)】地域の文化活動の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、様々な場所で市民文化祭の実施に取り組めます。

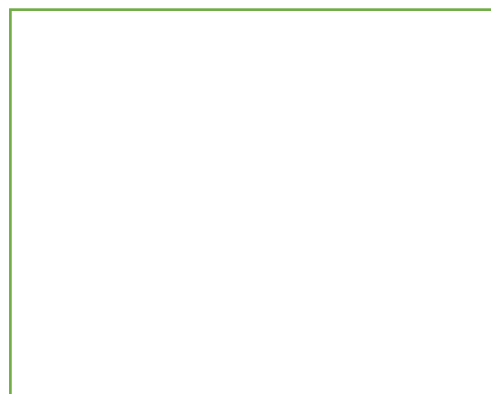
また、市庁舎内等、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
5	市民文化祭の実施	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を披露する「市民文化祭」を開催します。	社会教育課 (芸術文化協会) 公民館 協働政策課
6	市庁舎等での発表機会の提供	本市で活動する文化芸術団体が市庁舎等の公共施設で発表する機会をつくります。	社会教育課



市民文化祭(谷津公民館)



【小政策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が文化芸術に触れる機会を増やすため、保育付きや親子で参加できる機会を充実します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実	公民館や子育て支援センター等で、子育て中の家族が参加できるよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育て支援課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実	公民館や子育て支援センター等で、親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育て支援課 こども保育課



保育付講座
(新習志野公民館「子育てリフレッシュ講座」)

【小施策(4)】障がい者や外国人が文化芸術活動を発表・体験する機会の提供

障がい者や外国人が文化芸術活動に触れる機会を充実させるため、障がい者が制作した作品を展示する場の提供や、外国人が日本文化を体験できる機会をつくります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がい者が制作した作品展示や、演奏等発表の場の提供	障がい者が制作した作品や練習した演奏について、行事やイベントで展示・発表できるよう取り組みます。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みをする習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



障害福祉サービス事業所「花の実園」
利用者作品(ちぎり絵)



姉妹都市
米国アラバマ州タスカルーサ市
青少年訪問団との交流

【施策2】 身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民が身近な場所で幅広い文化芸術を鑑賞する機会をこれからも創出することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールや市民ホールでの事業を一層強化するとともに、インターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】 習志野文化ホール・市民ホールでの幅広い鑑賞機会の充実

開設当初より文化ホールを管理運営する公益財団法人習志野文化ホールは、近年、本市や千葉県にゆかりのある音楽家によるオーケストラ「習志野シンフォニエッタ千葉」を結成し、演奏会を開催したり、地元のまつりなどに音楽家を派遣するアウトリーチ事業にも積極的に取り組んだり、本市の音楽文化の隆盛の一翼を担っています。また、芸術文化協会と連携し、市域全体の文化振興に貢献しています。

習志野文化ホールや市民ホールにおいて、市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	文化芸術の鑑賞機会の提供	習志野文化ホールや市民ホールの自主事業で、音楽やその他の様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 (文化ホール) (市民ホール)
12	アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供支援	演奏家を学校や福祉施設、地域のイベント等へ派遣し、質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課 (文化ホール)



習志野シンフォニエッタ千葉



習志野文化ホールアウトリーチ活動
(モリシアホール)

【小施策(2)】文化施設以外での鑑賞機会の提供

文化施設を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等を活用し、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT ² を利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供	本市が所蔵する資料や作品について、ICT を活用してインターネットで鑑賞できる環境を整備します。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課

【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページ等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図るとともに、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化し、分かりやすく情報を入手しやすくします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化	文化に関わるホームページを充実するとともに、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化します。	社会教育課

² 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、世代間交流を通じて文化の継承に取り組みます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	市立小中高生意識調査の実施	93.1% (令和元年度)	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	市立小中高生意識調査の実施	56.0% (令和元年度)	58%

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり

子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育てていくため、未就学の子ども達への文化芸術の取り組みを拡充するとともに、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組みます。

【小施策(1)】未就学の子ども達が文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子ども達が文化芸術に触れる機会を増やすため、公民館講座において文化芸術に触れる「アートスタート」を導入するとともに、絵本に触れる「ブックスタート」の取り組みを継続します。また、身近に日本の伝統文化が感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	講座等でのアートスタートの実施	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が文化芸術に触れる「アートスタート」の取り組みを実施します。	公民館
17	ブックスタート事業の継続	子どもが生まれた家庭に図書カード及び絵本を贈呈する「ブックスタート」の取り組みを継続します。	子育て支援課 図書館
18	伝統文化が感じられる行事等の実施	こども園・幼稚園・保育所において、伝統文化を感じられる行事の実施や給食での行事食を提供します。	こども園 幼稚園 保育所等

【小施策(2)】学校教育における文化芸術活動の推進

子どもや若い世代が文化芸術に触れるためには、学校教育において取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会提供を継続するとともに、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供	小・中学校において、質の良い音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行など、文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実	小中学校音楽会やならしの学校音楽祭など、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を作ります。また、習志野高等学校吹奏楽部と連携し、小中学生に対する演奏指導にも取り組みます。	学校教育課 指導課
21	伝統文化が感じられる行事の実施	小・中学校において、伝統文化を感じられる行事を実施します。	学校教育課 指導課



ブックスタート事業



ならしの“こども美術館”(冊子)



習志野市小中学校管楽器講座

【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人と子どもが交流する機会の拡充に取り組んでいきます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により文化を継承するため、「伝統文化親子教室」の取り組みを強化するとともに、芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	「伝統文化親子教室」の開催支援	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課 (芸術文化協会)
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援	文化芸術団体が行う発表会や展覧会等に小中高生が参加できるよう支援します。	社会教育課 (芸術文化協会)
24	文化を通じた世代間交流の場づくり	文化団体等と小中高生が、本市で培われてきた文化を共有しながら世代間交流を支援します。	社会教育課 (芸術文化協会)

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実	開発事業に伴う埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課

【施策3】 伝統文化を担う子どもや若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、子ども・若者が文化を学び、体験する機会づくりに努めます。

【小施策(1)】 伝統文化を担う子ども・若者の育成

これからの本市の文化を担う子どもや若者を育てるため、引き続き「伝統文化親子教室」の支援に取り組むとともに、伝統芸能の体験や、地域の行事や慣習の周知の機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲)	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する 団体を支援 します。	社会教育課 (芸術文化協会)
28	伝統芸能の体験支援	公民館や学校で取り組まれている伝統芸能の活動について、子どもや若者が体験する取り組みを支援します。	公民館 指導課



伝統芸能の体験支援(袖ヶ浦公民館「袖っ鼓連」)

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育や産業、まちづくり等の他分野と連携させていきます。特に本市で特徴のある音楽文化、文化財、公民館活動等について、文化の活用にに向けた取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回 (令和元年度)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鴉田家住宅)の1日当たりの入館者数	実績値	61.1人 (令和元年度)	70人

【施策1】「音楽のまち習志野」の推進

本市は「音楽のまち習志野」として知られており、この強みを活用していくことが大切です。そのためには、本市の音楽文化を支える学校や団体、習志野文化ホールの取り組みを支援していくことが大切です。

【小施策(1)】「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小学校・中学校・高等学校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収めており、音楽のまちとして知られています。引き続き学校や団体への活動支援に取り組むとともに、子ども達が質の高い演奏に刺激や感銘を受けられる環境づくりを継続します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供	コンクールにおいて優秀な成績を収めた団体の演奏の発表の場として「ならしの学校音楽祭」を実施し鑑賞機会を提供します。	指導課
30	身近なところで子ども達が目標を持つことができる環境の維持	管楽器講座への参加や「ならしの学校音楽祭」への出場を目指したり、習志野第九演奏会の練習を見学したりして、刺激や感銘を受け、身近なところで子ども達が目標を持つことができる環境づくりをします。	指導課 学校教育課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近で音楽を楽しめる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
31	地域が一体となって行うコンサートの実施	公民館が学習圏会議や地域と共に連携して取り組むコンサートを実施します。	公民館
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	本市で活動する文化芸術団体等を、地域の要請により紹介し、音楽活動を推進します。また、それに係る人材を登録する仕組みをつくります。	社会教育課 公民館



地域コンサート
(菊田公民館「森の音楽会」)
於：藤崎小学校体育館

【小施策(3)】「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実

本市の音楽文化は、文化芸術の殿堂習志野文化ホールを中心に育まれてきました。

今後も習志野文化ホールにおいて、音の響きを重視し、質の良い音楽等を楽しめる環境づくりに取り組むとともに、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供し、より一層充実を図るため、自主事業の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	文化芸術の鑑賞機会の提供(再掲)	習志野文化ホールの自主事業で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 (文化ホール)
34	アウトリーチ事業による鑑賞機会の提供支援(再掲)	演奏家を学校や福祉施設、地域のイベント等へ派遣し、質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課 (文化ホール)
35	音の響きを重視した誰もが利用しやすい文化ホールの再整備	老朽化する文化ホールについて、音の響きを大事にし、誰もが利用しやすいように再整備します。	総合政策課 社会教育課

【施策2】 文化的な資源の活用

本市には、文化財や美術品をはじめとする文化的な資源が豊富にあります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じる事が大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源の周知

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるために、教育と連携して活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
36	教育等と連携した文化的な資源の活用	学校教育・社会教育等の場で文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
37	文化財等文化的な資源の情報発信の充実	文化財、芸術作品など本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示や公開を行います。また、インターネット、ガイドマップ、説明板などによる情報発信も進めます。	社会教育課



習志野かるた



歴史を紹介する展示
 (「ドイツ捕虜開放100周年」の展示)

【小施策(2)】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる

仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業への活用を進めます。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップ等を配布し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用	習志野市の文化を特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの作成(再掲)	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



習志野ドイツフェア



彫刻

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり

本市の地域文化は、各地区にある公民館を中心に育まれ、市民のまちづくりを後押ししてきました。今後もこうした地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、**まつり**やイベント等につなげるとともに、大学との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品等を鑑賞し合い、新たな作品発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり	文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽などの発表の機会をつくります。	公民館 協働政策課等
41	展示スペースの提供	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できる スペース を提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課等

【小施策(2)】 大学と連携した公民館活動

本市の地域文化は各地区にある公民館を中心に育まれてきましたが、活動の担い手の高齢化が課題となっています。このため、地元大学との連携を通じて、学生が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
42	地元大学と連携した公民館事業の実施	地元の大学の協力を得ながら、講座等の公民館事業に取り組みます。	公民館
43	学生の公民館活動への参加機会の提供	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



公民館による地域イベント
(中央公民館「にんじんまつり」)



学生参加の公民館事業
(谷津公民館「ちびっこクリスマス会」)

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域ならではの文化の活用に取り組むためには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを祭りやイベントにつなげていくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むとともに、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
44	地域を活性化させるイベントやまつりの実施	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、地域の活性化につなげます。	公民館
45	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野のフューチャーセンターにおいて、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくります。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)

【小施策(4)】地域を担う人材の活用

これからの地域を担う人材を育てていくことは重要な課題です。このため、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」の活用や、市民カレッジで学んだ人材の活用を通じて、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
46	生涯学習複合施設としてのプラッツ習志野の活用	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を市民が活用できる取り組みを推進します。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	市民カレッジで学んだ卒業生が、公民館等を通じて地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



プラッツ習志野の取り組み



市民カレッジ(谷津干潟)

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

全庁的に文化振興に取り組むため、各関連分野の担当課と連絡調整を行い、施策・事業を実施します。また、文化事業の実施にあたっては、芸術文化協会や習志野文化ホールと連携を密にして取り組みます。

習志野文化ホールを文化芸術の拠点として、市内の情報収集・発信、関係団体などとも連携を図り、計画を推進します。

その他状況を把握しながら体制の見直しを検討する等対応していきます。

2 評価の仕組みづくり

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議等の各審議会等に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。